

神戸市立学校大規模改修事業 その6

落札者決定基準

令和2年5月15日

神戸市

【 目 次 】

第1章	審査の概要	
1節	落札者決定基準の位置付け	・・・ 1
2節	審査方法の概要	・・・ 1
3節	審査の流れ	・・・ 1
4節	落札者の決定	・・・ 2
第2章	第一次審査	・・・ 2
第3章	第二次審査	・・・ 2
1節	入札価格の確認	・・・ 2
2節	加算項目に係る審査	・・・ 2
第4章	総合評価	・・・ 6
1節	総合評価の手順	・・・ 6
2節	総合評価点の計算式	・・・ 6

第1章 審査の概要

1節 落札者決定基準の位置付け

本書は、神戸市（以下「市」という。）が、神戸市立学校大規模改修事業 その6（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定にあたり、最も優れた事業者を審査し選定するための手順、方法、評価基準等を示すもので、本事業の入札参加希望者を対象に配布する「入札説明書」と一体のものである。

2節 審査方法の概要

市は、本事業に詳細設計付工事発注方式を導入することによって、民間事業者の技術やノウハウを活かし、整備期間や財政負担等の縮減、効率化を図ることを目指している。そこで、事業者の選定については、競争性の確保民間事業者の事業遂行能力を評価する観点から、総合評価一般競争入札方式を採用する。

3節 審査の流れ

審査は二段階に分けて実施するものとし、入札参加者の資格要件を確認する第一次審査と、第一次審査を合格した入札参加者の事業遂行能力等を審査する第二次審査を実施する。第一次審査は、入札参加者について書類審査によって第二次審査のための審査書類を提出できる有資格者を選定する。

なお第二次審査に第一次審査の結果は影響しないものとする。

第一次審査	資格要件に係る審査
第二次審査	事業遂行能力等の加算項目に係る審査

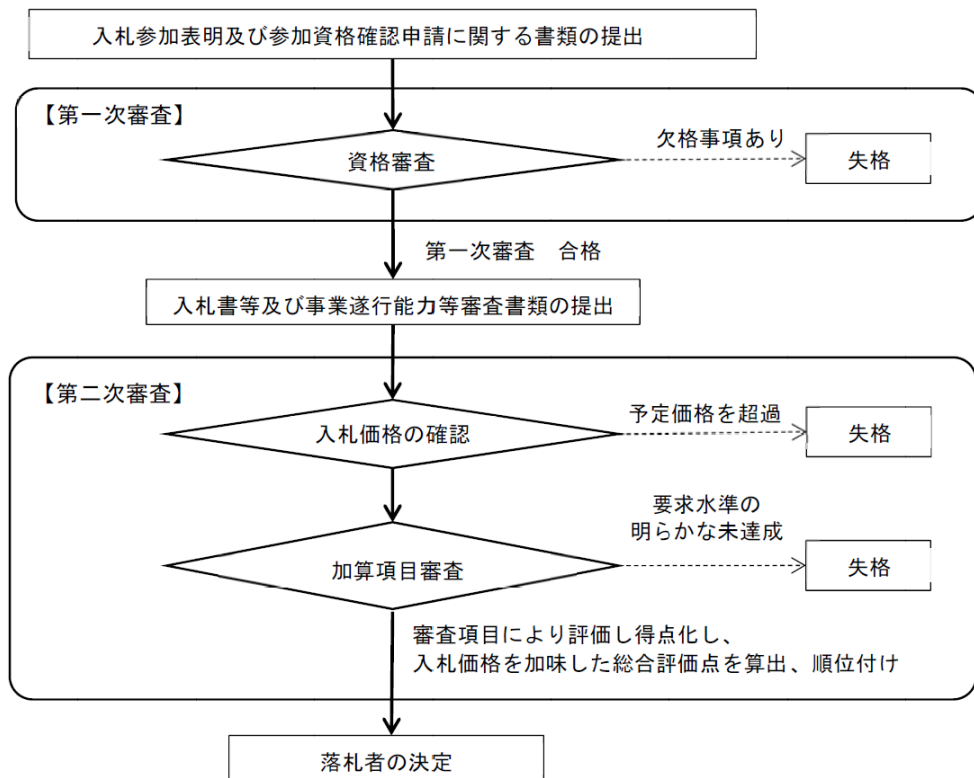


図1 審査の流れ

4節 落札者の決定

第一次審査に合格した入札参加者から提出された入札書等及び事業遂行能力等審査書類の内容について、第二次審査として本書に基づき評価・得点化を行い、得点の最も高い入札参加者を落札者として選定する。

第二次審査に進んだ入札参加者が1者であった場合には、当該入札参加者から提出された入札書等及び事業遂行能力等審査書類の内容を審査し、入札価格の予定価格超過や要求水準の明らかな未達成等の失格要件に該当せず、「第3章2節 加算項目に係る審査」に定められた方法による得点化において、加算項目審査の点数が7点以上であれば、当該入札参加者を落札者として選定する。

第2章 第一次審査

書類審査により、参加資格要件の確認を行い、本事業への入札参加資格要件の審査を行う。参加資格要件を備えていない場合は失格とする。

なお、提出された書類に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。

第3章 第二次審査

入札参加者から提出された入札書等及び事業遂行能力等審査書類の内容を審査する。

なお、入札参加者から提出された入札書等及び事業遂行能力等審査書類に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、入札参加者に対して個別のヒアリングを行って確認する場合がある。また、入札参加者への確認結果及びヒアリングにおける回答内容等は、事業遂行能力等審査書類における記載内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして扱う。

1節 入札価格の確認

入札参加者が入札書等に記載した入札価格が、市の設定する予定価格（入札説明書を参照。）を超えていないことを確認する。

入札価格が予定価格を超えている場合、その入札参加者は失格とする。

2節 加算項目に係る審査

入札参加者から提出された事業遂行能力等審査書類の内容について、審査基準に基づき加算項目に係る審査を行う。なお、企業の実績及び配置技術者の資格等明らかに要求水準を満たしていないと判断した場合には、その入札参加者は失格とする。

加算項目に係る審査の配点は31.5点として、次の「表1 加算項目及び配点等」に示す加算項目及び配点に従い得点化する。

なお、審査に当たっては5名以上の市職員によって構成された評価委員会を設置して審査を行うものとする。

表 1 加算項目及び配点等

No	加算項目	配点
1. 事業遂行能力等に関する項目 ※1		
(1)	設計企業の実績等	1点
(2)	施工企業の実績等	8点
(3)	配置予定技術者の能力	17点
(4)	地域貢献等	5.5点
		合計 31.5点

※1：事業遂行能力等に関する項目の審査は、「表2 事業遂行能力等審査基準」に基づき、得点を付与する。

表 2 事業遂行能力等審査基準

分類	評価項目	評価区分	配点	
1. 設計企業の実績等	過去10年間の同種工事の設計業務の受注実績 ※1	5件以上	1	
		5件未満	0.5	
		なし	0	
小計（設計企業の実績等）			1点	
2. 施工企業の実績等	過去2年間の神戸市発注工事における事故の有無 ※2	SASに登録される事故を起こしていない	0	
		SASに登録される事故を起こしている	-1	
	代表企業又は施工企業の代表による品質・環境への取組	ISO9001, 14001 又は KEMS の認証を取得	1	
		ISO9001, 14001, KEMS のいずれかの認証を取得	0.5	
		ISO9001, 14001, KEMS のいずれも取得していない	0	
	神戸市発注工事における工事成績	同じ工事区分又は建物機能に該当する過去5年間の工事成績評定の平均点 ※3 (上位2件までの平均点)	85点以上	4
			80点以上85点未満	3
			75点以上80点未満	2
			70点以上75点未満	1
			70点未満又は実績なし	0
	過去1年間の工事成績評定 ※2	60点未満を取得したことがない	0	
		60点未満を取得したことがある	-2	
	過去2年間の神戸市発注工事における総合評価での履行義務違反 ※2	履行義務違反がない	0	
		履行義務違反がある	-2	
	過去5年間の神戸市優良工事表彰における企業としての受賞実績	特別表彰の受賞実績あり	2	
受賞実績あり		1		
受賞実績なし		0		
若手技術者の育成への取り組み	技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の15%以上又は、新たに技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の1%以上	1		
	上記条件を満たしていない	0		

				小計（施工企業の実績等）		8点	
3. 配置予定技術者の能力	管理技術者 (設計)	過去10年間の同種工事の設計業務における従事経験 ※1		管理技術者として実績あり	1		
				管理技術者以外での実績あり	0.5		
				実績なし	0		
	設計担当者 (建築)	過去10年間の同種工事の設計業務における従事経験 ※1		管理技術者として実績あり	0.5		
				管理技術者以外での実績あり	0.25		
				実績なし	0		
	設計担当者 (設備)	過去10年間の同種工事の設計業務における従事経験 ※1		管理技術者として実績あり	0.5		
				管理技術者以外での実績あり	0.25		
				実績なし	0		
					小計（設計担当者）		2点
	監理技術者（施工）	過去10年間の技術者の従事実績	「ア」「イ」いずれか大きい方を加算点とする	ア. 同種工事の実績	神戸市発注工事における技術者の工事成績評定※3	85点以上	4
						80点以上85点未満	3
						70点以上80点未満	2
						60点以上70点未満	1
						60点未満又は実績なし	0
その他の公共機関の発注工事の従事実績					80点以上	2	
					60点以上80点未満	1	
					60点未満又は実績なし	0	
					イ. 神戸市発注工事において同じ工事区分又は建物機能の工事における技術者の工事成績評定	90点以上	3
						85点以上90点未満	2
80点以上85点未満				1			
80点未満 又は実績なし				0			
過去5年間の神戸市優良工事表彰における技術者としての受賞実績※3				特別表彰の受賞実績あり	3		
				受賞実績あり	1.5		
	受賞実績なし	0					
補助員	過去10年間の技術者の従事実績	「ア」「イ」いずれか大きい方を加算点とする	ア. 同種工事の実績※1	神戸市発注工事における技術者の工事成績評定※3	85点以上	4	
					80点以上85点未満	3	
					70点以上80点未満	2	
					60点以上70点未満	1	
					60点未満又は実績なし	0	
				その他の公共機関の発注工事の従事実績	80点以上	2	
					60点以上80点未満	1	
					60点未満又は実績なし	0	
					イ. 神戸市発注工事において同じ工事区分又は建物機能の工事における技術者の工事成績評定	90点以上	3
						85点以上90点未満	2
			80点以上85点未満	1			
			80点未満 又は実績なし	0			

	過去5年間の神戸市優良工事表彰における技術者としての受賞実績※3	特別表彰の受賞実績あり	3	
		受賞実績あり	1.5	
		受賞実績なし	0	
	小計（監理技術者（施工）+補助員）		14点	
	工事監理者	過去10年間の神戸市（外郭団体含む）又は国及び地方公共団体の発注する改修工事（工事請負金額500万円以上）監理業務における従事経験	（工事監理業務）監理技術者又は監理技術者資格を有する主任技術者・現場代理人として実績あり	1
			直前行記載以外の立場での実績あり	0.5
			実績なし	0
	小計（工事監理担当者）		1点	
	小計（配置予定技術者の能力）		17点	
	4. 地域貢献等	市内企業比率 ※3	請負金額に占める市内企業の施工額の割合が90%以上	2
請負金額に占める市内企業の施工額の割合が70%以上90%未満			1	
請負金額に占める市内企業の施工額の割合が70%未満			0	
災害協定の締結 ※2		神戸市と災害協定を締結している又は神戸市地域防災計画における基本協定を締結している	1.5	
		神戸市と神戸市地域防災計画における基本協定以外の災害協定を締結している団体に入っている	0.5	
		神戸市と災害協定を締結していない	0	
過去5年間における災害復旧工事等の実績		複数従事した	1	
		従事した	0.5	
		従事していない	0	
神戸市消防団協力事業所表示制度の認定		認定されている	0.5	
		認定されていない	0	
社会貢献の取組		・障害者雇用法定率確保など ・協力雇用主登録及び雇用実績 ・男女共同参画の取組	0.5	
		のいずれかを満たしている		
		いずれも満たしていない	0	
小計		5.5点		
加算点の合計		31.5点		

※1：本事業における同種工事とは神戸市（外郭団体含む）又は国及び地方公共団体の発注する学校施設の改修工事（工事請負金額500万円以上）とする。

※2：施工企業のうち1社でも該当すれば記入。

※3：「神戸市工事請負総合評価落札方式実施要領」による。

第4章 総合評価

1節 総合評価の手順

「2節 総合評価点の計算式」により算出された総合評価点の最も高い者を落札者として選定する。

なお、最も高い総合評価点の者が2者以上あるときは、加算点の高い者を落札者とし、更に加算点と同点である場合には、くじ引きにより落札者を選定する。

2節 総合評価点の計算式

総合評価点の算出は、以下の計算式によって行う。

$$\text{総合評価点} = \frac{\text{標準点 (100点)} + \text{加算点 (31.5点満点)}}{\text{入札価格}} \times 10^7$$

※小数点第4位切り捨て

標準点：入札参加者の事業遂行能力等審査書類が、発注者が示す要求水準を満たした場合に100点を付与する。

加算点：表1のとおりとする。